

富良野市中小企業振興条例と中小企業対策の関係について

富良野市中小企業振興条例

(目的)

**第1条** この条例は、本市における中小企業等に対し、適切な助成を行うことにより、その自主的な努力を助長し、もって中小企業者等及び従業員の経済的、社会的地位の向上に資するとともに、本市中小企業等の振興を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるものをいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに市長が特に認める団体をいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定めるものをいう。

(施策)

**第3条** 市長は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者等の経営基盤の強化を図ること。
- (2) 商店街の振興を図ること。
- (3) 中小企業者等の融資の円滑化を図ること。
- (4) 経営指導に関すること。
- (5) 中小企業者等の組織化の推進を図ること。
- (6) 商圏販路の拡大を図ること。
- (7) 新製品、新技術の開発促進を図ること。
- (8) 人材の育成、確保を図ること。
- (9) 従業員の福利厚生の充実を図ること。
- (10) その他第1条の目的を達成するために市長が認めるもの

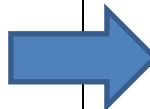
(補助対象事業)

**第4条** 市長は、中小企業者等が行う次の各号に掲げる事業に対して予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- (1) 商店街活性化ソフト事業に対する補助
- (2) 施設設置事業に対する補助
- (3) 組織化事業に対する補助
- (4) その他前条を達成するために行う事業に対する補助

施策に対応する事業

- (1) (2) (6) (7) (8)  
⇒中小企業振興総合補助金
- (1) (3)  
⇒中小企業向け市の制度融資
- (4)  
⇒中小企業経営改善指導事業等補助事業
- (5)  
⇒北海道中小企業団体中央会負担金
- (9)  
⇒富良野市勤労者共済会補助金  
⇒中小企業福祉事業補助金



中小企業総合補助金制度の  
見直し・拡充  
(平成 24 年度～)

2 富良野市企業振興促進条例（昭和62年条例第17号）及び富良野市工場等誘致特別措置条例（平成22年条例第13号）並びに他の法律等の規定により助成及び税の減免等の措置を受けたものは、前項の規定による助成の対象としない。ただし、一般公衆の利便性を図るための施設等で、特に市長が必要と認めるものについてはこの限りでない。

（経営指導）

**第5条** 市長は、商工会議所又は商工会が行う中小企業の経営指導事業及び商工業の総合的な振興を図るための事業に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

（資金融通の円滑化）

**第6条** 市長は、中小企業者等の金融の円滑化を図るため次の各号に定める資金について融資のあつせんを行うことができる。

- （1） 小規模企業者の健全化促進に資するもの
- （2） 小口融資需要に対する金融円滑に資するもの
- （3） 中小企業者等の運転資金、設備資金の融資促進に資するもの
- （4） 新規開業・起業化の運転資金、設備資金の融資促進に資するもの
- （5） 商店街の近代化・共同化施設整備資金の融資促進に資するもの
- （6） 商店街の活性化のための運転資金、設備資金の融資促進に資するもの
- （7） 中小企業者等の情報近代化のための設備資金の融資促進に資するもの
- （8） 新たな事業展開のための土地購入資金の融資促進に資するもの
- （9） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項に定める融資のあつせんを行うため市長は、毎年度予算の範囲内において市長の指定する金融機関に一定の金額を預託することができる。

3 前2項に定めるほか、融資のあつせんに必要な事項は市長が別に定める。

（保証料等の補給）

**第7条** 市長は、前条の融資に係る資金のうち、特に必要と認める資金について、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内で保証料又は利子の一部を補給することができる。

※以下省略

中小企業経営改善指導事業  
等補助事業の見直し  
（平成25年度～）

中小企業向け市制度融資の  
見直し・拡充  
（平成25年度～）